事調第　４１６ 号
平成21年7月16日

各 支 庁 長　 様

農　政　部　長

「公共工事の品質確保のための監督体制強化の実施について」の取扱いについて

「工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の基準の設定等について」（平成14年10月29日付け建情第493号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）を「「工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の基準の設定等について」 の一部改正について」（平成21年7月3日付け建情第371号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）により改正し、低入札調査基準価格及び最低制限価格を引き上げたことに伴い、公共工事の品質確保のための監督体制強化の実施については、平成21年7月16日以後に入札を行う工事から、当面の間、次のとおり取扱うこととしたので、事務処理を適切に行ってください。

記

１　監督体制強化を実施する基準額

監督体制強化を実施する基準額は、低入札価格調査の基準価格とする。

２　対象工事

⑴ 低入札価格調査制度を適用する工事は、監督体制強化の対象とする。

⑵ 最低制限価格制度を適用する工事は、監督体制強化の対象としない。

３　参考

「施工体制に係る積算内訳説明書」の活用フロー

（農村振興局事業調整課　事業予算グループ
施工技術グループ）